

令和4年度低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ



新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給します。

ひとり親世帯以外の子育て世帯分

1. 支給対象者 (ひとり親世帯分の給付金を受け取った方は対象外となります)

次の(1)～(2)のいずれかに該当する方

(1) 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方 (申請不要)

(2) (1)のほか、対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児については20歳未満))の養育者であって、㊷、㊸のいずれかに該当する方 (要申請)

※令和4年4月以降、令和5年2月末までに生まれる新生児も対象となります。

㊷令和4年度分の住民税均等割が非課税である方

㊸新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月1日以降、家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

早見表	家族構成例	非課税相当収入額	家族構成例	非課税相当収入額
	(例)夫婦+子1人	168.0万円	(例)夫婦+子3人	249.7万円
	(例)夫婦+子2人	209.7万円	(例)夫婦+子4人	289.7万円

2. 支給額 児童1人当たり一律5万円

3. 支給手続き

支給対象者(1)の方

▶申請は不要です。児童手当又は特別児童扶養手当を支給している口座に**7月上旬に振り込みます。**

※給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。

※児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

支給対象者(2)の方(例、高校生のみ養育している方、家計が急変した方)

▶給付金を受け取るには、申請が必要です。

▶町民税務課または各事務所の窓口にて申請書をご記入の上、ご提出ください。

申請書提出期限 令和5年2月28日(火)

ひとり親世帯分

1. 支給対象者 (ひとり親世帯以外の子育て世帯分の給付金を受け取った方は対象外となります)

次の(1)～(3)のいずれかに該当する方

(1) 児童扶養手当受給者：令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方 (申請不要)

(2) 公的年金給付等受給者：公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 (要申請)

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。

(3) 家計急変者：令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 (要申請)

2. 支給額 児童1人あたり一律5万円

3. 支給手続き

支給対象者(1)の方

▶申請は不要です。(児童扶養手当を支給している口座に**6月10日に振り込みました。**)

支給対象者(2)、(3)の方

▶申請が必要です。▶町民税務課または各事務所の窓口にて申請書をご記入の上、ご提出ください。

申請書提出期限 令和5年2月28日(火)

■問合せ 町民税務課 ☎0778-47-8015 今庄事務所 ☎0778-45-1111 河野事務所 ☎0778-48-2111